

## 令和元年度第16回人事委員会会議の結果

### 1 開催日時

令和元年11月21日（木） 午前10時00分～11時40分

### 2 開催場所

人事委員会室（さいたま市浦和区高砂3-15-1 県庁第2庁舎3階）

### 3 出席者

【人事委員】 委員長 武笠 正男  
委員 森谷 弘史  
委員 小島 貴子  
【事務局】 事務局長ほか5名

### 4 議事

会議冒頭で、議案第1号から第5号並びに協議第1号並びに報告第1号及び第2号については、埼玉県人事委員会会議規則第6条第1号の規定に該当するため非公開とすることを決定した。

#### 議案第1号「2019（令和元）年度埼玉県職員採用初級試験等の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の作成について」

職員の任用に関する規則第12条第1項及び第22条の規定に基づき、次に掲げる試験の最終合格者を決定し、採用候補者名簿を作成した。

- 1 2019(令和元)年度埼玉県職員採用初級試験（一般事務、設備、総合土木）
- 2 2019(令和元)年度埼玉都市町村立小・中学校事務職員採用初級試験
- 3 2019(令和元)年度埼玉県警察事務職員採用初級試験
- 4 2019(令和元)年度埼玉県免許資格職職員採用試験（栄養士、司書）

#### 議案第2号「令和元年（不）第2号事案について」

処分者から準備書面等が提出されたことを報告するとともに、請求人代理人に対し、処分者の主張に対する認否及び反論書等を求めることについて決定した。

#### 議案第3号「令和元年（不）第3号事案について」

請求人から準備書面が提出されたことを報告するとともに、職権により処分者に対し質問をし、書面による主張を求めることについて決定した。

#### 議案第4号「労働基準監督機関の職権行使について」

教育長から提出された解雇予告除外認定申請について、労働基準法第20条第1項ただし書に規定する労働者の責に帰すべき事由に該当するものと認定した。

**議案第 5 号「労働基準監督機関の職権行使について」**

教育長から提出された解雇予告除外認定申請について、労働基準法第 20 条第 1 項ただし書に規定する労働者の責に帰すべき事由に該当するものと認定した。

**協議第 1 号「平成 30 年（不）第 1 号事案について」**

第 1 回口頭審理の進行について協議した。

**報告第 1 号「係属中の審査請求事案（昭和 60 年以前）について」**

請求人から取下申出書が提出され、事務局長専決で受理したことを報告した。

**報告第 2 号「職員からの苦情相談の概要について」**

令和元年 7 月から 9 月までの期間における職員の苦情相談の概要について報告した。